3　第十二条の規定は、法附則第三条第七項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」とあるのは「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、「建築物」とあるのは「特定建築物」と、同条第二項中「変更の届出をしようとする者」とあるのは「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

4　第十三条の規定は、法附則第三条第七項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において第十三条中「建築物の」とあるのは「特定建築物の」と読み替えるものとする。

5　第十五条の規定は、法附則第三条第十項において準用する法第十七条第二項の立入検査について準用する。

様式第一（第一条第一項関係）（日本工業規格Ａ列４番）

［様式を加える。］

（第一面）

計画書

年　　月　　日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関　　殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称　　印
代表者の氏名

設計者氏名　　印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項（同法第15条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

（第二面）

［建築主等に関する事項］

【１．建築主】
　【イ．氏名のフリガナ】
　【ロ．氏名】